

# 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

## 事業名 軽費老人ホーム事務費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 高齢福祉課 施設整備係 電話番号：058-272-1111(内3473)

E-mail：c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 559,528 千円 (前年度予算額： 553,633 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	553,633	0	0	0	0	0	0	0	553,633
要求額	559,528	0	0	0	0	0	0	0	559,528
決定額	559,528	0	0	0	0	0	0	0	559,528

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

軽費老人ホームは、無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であるが、入所者(※1)の約50%が収入150万円以下(令和6年度見込)という状況であり、補助金によりこれら入所者の経費負担を軽減するものである。

また、慢性的な介護職員の不足が続いており、将来はさらに深刻化することが予測されるため、介護職員の処遇改善を図る必要がある。

※1 入所者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。

### 【経緯】

- ・昭和40年度 国と県による、軽費老人ホーム事務費補助制度創設
- ・平成16年度 三位一体改革により、国庫補助金が一般財源化  
(県分、市町村分の普通交付税で措置)
- ・令和3年度 介護職員の処遇改善を図る経費について国が交付税措置。

## (2) 事業内容

### ○補助対象経費

- ・軽費老人ホームの入所者が支払うべき事務費（※2）の一部を入所者の所得に応じて施設が減免した場合に、その減免した額を施設に対し補助する。

※2 事務費：施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び本部会計繰入金に充当する経費。

- ・事業者が介護職員の賃金改善を図るための賃金等を支払った場合、その経費に対し補助する。

○補助対象者：社会福祉法人（施設設置者）、社会福祉法第62条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人

○補助対象施設：28施設（利用定員979人）

<補助対象外> 公立 2施設、岐阜市内 12施設（岐阜市（中核市）にて補助）

## (3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

- ・事務費実支出額と条例等に定める基準額のいずれか小さい方の額から、入所者からの事務費実徴収額を控除した額、及び、現に配置する介護職員（常勤換算法による数）に9,000円を乗じて得た額を処遇改善のため実際に支払った賃金等の額が上回った場合、配置する介護職員（常勤換算法による数）に9,000円を乗じて得た額を補助。

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	559,528	軽費老人ホームの運営に要する費用に対する補助金
合計	559,528	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第9期岐阜県高齢者安心計画に掲載

### (2) 国・他県の状況

全都道府県において同様の補助事業を実施している。

国は「軽費老人ホーム設置運営要綱」により、事務費単価等を「技術的助言」として通知している。

## 県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	軽費老人ホーム事務費等補助金
補助事業者 (団体)	社会福祉法人、社会福祉法第62条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人 (理由) 軽費老人ホームの設置者に対する補助であるため。
補助事業の概要	(目的) 低所得入所者の経費負担を軽減、及び介護職員の処遇改善を図る。 (内容) 入所者が支払うべき事務費の一部を入所者の所得に応じて施設が減免した場合に、その減免した額を補助。 また、介護職員に対し賃金等の改善を図った場合に、その改善した額を補助。
補助率・補助単価等	その他 (例: 人件費相当額) (内容) <事務費補助> (①施設の事務費実支出額又は②基準等に定める事務費基準額+加算額を比べて少ない額) から (入所者から徴収した事務費実徴収額) を差し引いた額 <処遇改善費補助> 現に配置する介護職員 (常勤換算法による数) に9,000円を乗じて得た額を処遇改善のため実際に支払った賃金等の額が上回った場合、配置する介護職員 (常勤換算法による数) に9,000円を乗じて得た額を補助。  (理由) 厚生労働省通知による。
補助効果	・低所得高齢者の軽費老人ホーム利用の支援 ・介護職員確保のための処遇改善
終期の設定	終期 令和8年度 (理由) 岐阜県高齢者安心計画の期間に合わせて見直しを行うため

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>独立して生活するには不安が認められる低所得の高齢者が、過度な経済的負担を伴わずに安心して軽費老人ホームに入所できる環境を継続する。 賃金等の増額により介護職員の処遇改善を図り、職員の離職等の軽減につなげるとともに、介護の担い手不足の解消を図る。</p>
--

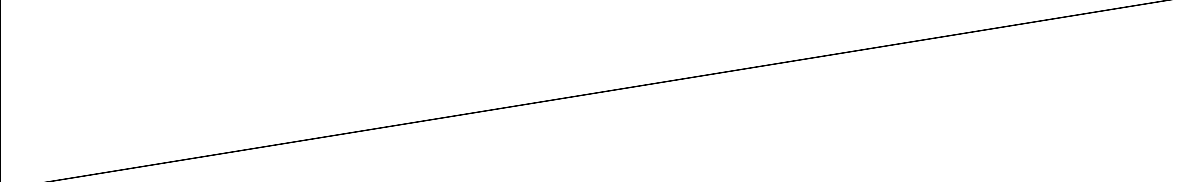
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (S37~)	R4年度実績	R5年度目標	R6年度目標	終期目標 (R)	
					目標	達成率
軽費老人ホーム施設数	—	27	27	28	28	100%

※岐阜市内所在及び市町村立施設を除く。

補助金交付実績 (単位: 千円)	R2年度	R3年度	R4年度
	524,572	512,319	548,940

(これまでの取組内容と成果)

令和3年度	低所得者の施設入所にかかる費用負担を軽減することができた。
	指標① 目標：27 実績：27 達成率：100%
令和4年度	低所得者の施設入所にかかる費用負担を軽減することができた。
	指標① 目標：27 実績：27 達成率：100%
令和5年度	
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 2	社会的ニーズの高い軽費老人ホームに対して、利用料の一部を施設が減免した場合に、その減免した額を補助するものであり、低所得高齢者の施設利用支援対策として必要性は高い。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 2	県内の同施設への入所割合は、90%を超える状況にあり、また、全ての施設で利用者負担の軽減措置が講じられている実態から、利用料減免に対する県の支援は有効である。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 1	年度末の実績報告審査に時間を要するため、2月頃に中間確認を行うことにより効率化を図っている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 円滑な事業執行に資するため、施設の運営事業者との連絡調整を密に行う必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 事業の必要性からも、継続して実施する。また、国の制度に基づく補助であるため、制度改正時に見直しを検討する。</p>
---